**訪問介護の訪問回数の多い利用者に係る居宅サービス計画の届出について**

**１　制度の概要等**

　○　平成３０年１０月１日以降に作成又は変更したケアプランについて、統計的に見て通常からかけ離れた回数の訪問介護（生活援助中心型）を位置づける場合、保険者（市町村）にケアプランを届け出ることが義務付けられます。

　〇　保険者（市町村）は、届出されたケアプランについて、地域ケア会議の開催等により検証を行い、必要に応じてケアプランの内容の是正を促します。

【制度の趣旨】

　　生活援助中心型サービスについては、必要以上のサービス提供を招きやすい構造的な課題があるという指摘がある一方で、利用者において、様々な事情を抱える場合もあることを踏まえて、利用者の自立支援にとってより良いサービスとするため、ケアマネジャーの視点だけではなく、多職種協働による検証を行い、必要に応じてケアプランの内容の是正を促すもの。

**２　届出の対象となる訪問介護及び回数**

　(１)　届出の対象となる訪問介護

　　　　指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成１２年厚生省告示第１９号）別表指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護の注３に規定する生活援助

別表

指定居宅サービス介護給付費単位数表

１　訪問介護費

イ　身体介護が中心である場合

（１）～（４）　［略］

ロ　生活援助が中心である場合

　　（１）～（２）　［略］

ハ　通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合　９８単位

　注１　［略］

　　２　［略］

　　３　ロについては、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族（以下「家族等」という。）と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、生活援助（調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第８条第２項に規定する居宅要介護者に対して行われるものをいう。）が中心である指定訪問介護を行った場合に所定単位数を算定する。

　(２)　届出の対象となる回数（１月あたり次の回数以上となる場合）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 要介護１ | 要介護２ | 要介護３ | 要介護４ | 要介護５ |
| 27回 | 34回 | 43回 | 38回 | 31回 |

**３　届出の時期**

　　届出の対象となるケアプランを作成又は変更した場合は、当該ケアプランに訪問介護が必要な理由を記載し、翌月の末日までに保険者（市町村）へ届出を行う必要があります。

　【例】

１０月に要介護１の方に届出の対象となる訪問介護を３０回位置付けたケアプランを作成した場合

　　⇒　１１月末日までに保険者（市町村）に届出

**４　参考：居宅介護支援事業所からの主な問い合わせ内容**

**問１　９月に作成する10月のケアプランは、届出の対象となるのか。**

　　答１　届出の対象ではありません。ただし、９月に作成したプランであっても、10月以降に当該プランを変更し、届出の対象となる訪問介護、回数をケアプランに位置付けた場合は、届出の対象となります。（基準通知第２の３(７)⑲関係）

**問２　１回の訪問において身体介護と生活援助が混在する訪問介護について、厚生労働大臣が定める回数以上行った場合、ケアプランを保険者（市町村）に届け出なければならないか。**

　　答２　１回の訪問介護において身体介護と生活援助が混在している場合（算定基準別表指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問介護の注５で算定するもの）は、保険者（市町村）に届出を行う対象とはなりません。（大臣告示第２号、基準通知第２の３(７)⑲関係）

**問３　届出を行ったケアプランについて、地域ケア会議等による検証が行われた後でなければ、当該ケアプランに基づくサービス提供をできないのか。**

　　答３　地域ケア会議等による検証が行われる前でも届出を行ったケアプランに基づいてサービス提供を行うことができます。この制度は、届出のあったケアプランについて、利用者の自立支援にとってより良いサービスとするため、ケアマネジャーの視点だけではなく、多職種協働による検証を行い、必要に応じてケアプランの内容の是正を促すことを目的としているものです。（告示通知１趣旨関係）

【参考】

　算定基準：指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）

　大臣告示：厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護（平成30年厚生労働省告示第218号）

　基準通知：指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年７月29日老企発第22号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

　告示通知：「厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護」について（平成30年５月10日老振発0510第１号厚生労働省老健局振興課長通知）